

## 会派視察報告書

大崎市議会 政務活動概要報告書  
平成27年11月21日 提出

### 1. 視察概要

会派名	公明党
視察者名	山田和明、横山悦子
日 時	平成 27 年 11 月 17 日(火)~19 日(木)
視 察 先	1.兵庫県姫路市 2.兵庫県洲本市 3.兵庫県南あわじ市 4.兵庫県明石市 1.姫路市健康福祉局こども育成部こども政策課課長 牛尾咲子氏 姫路市宿泊型児童館(こども育成部星の子ステーション)星の子館 天体観測担当係長(兼姫路科学館学芸員) 吉岡克己氏 姫路市宿泊型児童館(こども育成部星の子ステーション)星の子館 管理担当係長 段涼子氏
出席者	2.洲本市総務部総務部長 河合隆弘氏 洲本市総務部消防防災課課長 板家隆博氏 洲本市総務部消防防災課課長補佐兼防災企画係長兼消防防災係長 玉置匡氏 洲本市議会事務局次長兼総務係長兼調査係長 福島太氏  3.南あわじ市議会産業厚生常任委員会委員長 登里伸一氏 南あわじ市農商部食の拠点推進課課長 喜田憲和氏  4.明石市福祉部福祉総務課障害者施策担当課長 金政玉(きむじょんおく)氏 明石市福祉部福祉総務課障害者施策担当係長兼政策部政策室係長 山田賢氏 明石市議会事務局次長兼総務課長 和氣小百合氏

### 2. 視察内容

視察項目	1.子育て支援策・姫路市宿泊型児童館「星の子館」について(兵庫県姫路市) 平成 27 年 11 月 17 日(火)13:30~15:00  2.防災対策について(兵庫県洲本市) 平成 27 年 11 月 18 日(水)10:00~11:30  3.地産地消の取り組みについて(兵庫県南あわじ市) 平成 27 年 11 月 18 日(水)13:30~15:00  4.「(仮称)明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせるまちづくり条例」 (素案)について(兵庫県明石市) 平成 27 年 11 月 19 日(木)10:00~11:30
------	---

## 視察内容

### 1.子育て支援策・姫路市宿泊型児童館「星の子館」の運営形態・施設経営状況・指定管理運営状況・利用状況及び利用者満足度について

#### ○設置の趣旨

「星の子館」とは、星から推測される夜のイメージによって、天体観測と宿泊が出来る施設である。星を初めとする自然を子ども達に身近なものとして感じてもらい、自然を育むという願いを込めた児童の健全育成施設で、日本初の宿泊型施設である。

天体観測担当係長(学芸員)吉岡克己氏より、この施設の概要等の説明を頂きましたので以下に報告致します。

この施設はB型児童館(宿泊機能を持つ大型児童館)であり、平成4年5月1日に開館してから24年目となる。天体観測室の設備では、主望遠鏡(90cmニュートン・カセグレン式反射望遠鏡)・ドーム・観測装置・屋外観測所(小型望遠鏡5台・大型双眼鏡1台・小型双眼鏡5台)等の内容である。

設置は姫路市だが、平成24年から民間のノウハウやサービスの向上、事業費の削減のため指定管理運営としており、指定管理者は姫路バスグループ共同事業体で運営費は86,715千円である。なお、指定管理運営となり、24・25・26年を比較するとレストラン・天体・児童厚生・宿泊の4分野で少しづつ増加している。

利用者からの声では、「フロント・スタッフの対応について、深夜なのに丁寧で良い。食事の気配りが良い。専門のスタッフがいて良い。本の貸し出しがあるのが良い。」等がありおおむね好評だが、利用者からの苦情として、「アメニティの充実をして欲しい。空調機器が良くない。風呂のシャワー温度が低い。施設の老朽化。」等の声もある。

#### 【主な質疑応答内容】

質: 指定管理運営となり、施設利用で特に良い点は。

答: 毎晩いつでも無料の観測が出来るため、身近に使える。

質: 職員体制はどうか。

答: 正規職6人、再任用職員2人、嘱託職員1人、臨時職員8人の計17人である。

#### 【考察・所感・提言等】

大崎市内では、大崎地域広域行政事務組合が運営する大崎生涯学習センター「パレットおおさき」に宿泊施設が併設されている様な施設でした。毎日、多数の子ども達と父兄が来場されていて、利用者が大変満足している状況を調査視察出来ました。

また、指定管理者の運営や経営等で、常に工夫や知恵を出しながら努力されている実態は大変参考となりました。

#### [添付資料]

- ・視察時写真(2部・16枚)
- ・平成27年度(2015年度)星の子館の概要
- ・姫路市宿泊型児童館「星の子館」施設概要及び近況
- ・星の子館の天文イベント(平成27年度下半期10月～3月)
- ・平成26年度新聞記事集録
- ・姫路市宿泊型児童館「星の子館」ガイドマップ

### 2.防災対策・兵庫県防災ネット・洲本市防災ガイドブックについて

#### ○兵庫県防災ネットと洲本市の関わり方について

##### ・県計画と洲本市の防災ネットとの整合性

「ひょうご防災ネット」は、携帯電話のメール機能やホームページ機能を利用して、緊急気象情報や避難情報等をいち早く県民・市民に発信するシステムである。また、5言語に翻訳・定型化された緊急気象情報等を発信する「Eネット」も併せて運用している。

階層構造は、第1階層が兵庫災害対策センター、第2階層は県民局、第3階層は市町、第4階層は団体等となっており、緊急情報メール登録者にメールを配信している。

なお、この防災ネットには兵庫県下40市町が加入しており、洲本市の防災ネットとの整合性は図られている。

##### ・洲本市独自の防災ネットに対する関わり方

洲本市の世帯数 20,059 世帯のうち、加入者数は 5,280 件で 2005 年から運用を開始している。また、導入費用は無いが、ランニングコストは年間 1,650,000 円となっている。

災害情報以外でも市民のお知らせ等の情報発信ツールとして活用している。

#### ○防災ガイドブック

##### ・実際の運用と運用実績について

洲本市では、平成 18 年度・19 年度に防災マップを作成していたが、東日本大震災を契機に防災に関する考え方や取り組みが見直され、災害関係の法令改正、被害想定の見直し、河川の改修等、防災環境が大きく変化した事で、実効性のある防災マップと最新の防災情報を住民へ提供する必要があり作成に至った。

また、防災関連の掲載内容を充実させる事により、被害想定を伝えるだけでなく、住民に「自助」「共助」について考える契機とする目的もあった。

・完成日時 平成 26 年 11 月 30 日

・ブックタイプ A4 版 71 ページ、経費 9,730,800 円

・配付対象 洲本市全世帯(広報誌配付対象 17,243 世帯)20,000 部作成

・防災情報、防災知識、注意事項の説明文、資料等記載、各災害別の注意事項等の記載及び資料の記載、ハザードマップの活用方法記載

・ハザードマップは、洲本市全域対象で「土砂・洪水・ため池」「津波」「高潮」の 3 種類

##### 【主な質疑応答内容】

質: 防災ガイドブックの委託契約方法は。

答: プロポーザルによる随意契約(4 社より提案有り)である。

質: 改訂版のメリット(ブック形式採用)は。

答: 各家庭での見やすさ、携帯性、保管の面で優位性があり、各災害のハザードマップを作成出来る。また、多彩なイラストが活用出来、若年層にも親しみやすい印象となつた。

質: 消防団の役割は。

答: 消防団の組織活動は重要である。今後、南海トラフが想定されるが、パトロール体制や「自助」「共助」の中での高齢者への配慮等、自治会や防災組織との連携も重要なと考えている。

##### 【考察・所感・提言等】

大崎市は、東日本大震災や 9.11 豪雨で甚大な被害が発生した事もあり、その経験と教訓から今後、災害対応策を早期に備えなければならない。

洲本市の防災対策は、本市の防災の取り組みにも具体的に生かせる実例であり、大変参考になりました。

##### [添付資料]

・視察時写真(1 部・8 枚)

・保存版洲本市防災ガイドブック

・洲本市防災マップ(洲本地域: 洪水・津波編)

・「ひょうご防災ネット」の概要(資料 1)

・ひょうご防災ネットの緊急情報について(資料 2)

・兵庫県地域防災計画(資料 3)

・洲本市地域防災計画(資料 3)

・洲本市防災ガイドブック(ハザードマップ)の概要(資料 4)

### 3. 地産地消の取り組みについて～あわじ島まるごと食の拠点施設について～

#### ○施設の目的

南あわじ市は、全国でも有数の農業・水産業の産地であるが、生産者の高齢化と他産地との競合等の様々な課題に加え、新たに TPP への競争力強化が求められてきた。

これらの問題を克服し、農業・水産業の発展を地域の活性化に繋げるためには、生産・流通環境の整備や一次産業と観光の融合等、新しい分野への挑戦が必要である。

これらの取り組みを具体化する中核施設として、「あわじ島まるごと食の拠点施設・美菜恋来屋(みなこいこいや)」の整備を進め平成 27 年 3 月に完成後、農畜水産物直売所及

び飲食施設・情報発信拠点施設として運営を始めた。

○施設の規模

- ・敷地面積 10,155.71 m<sup>2</sup>、駐車台数 188 台

- ・1 階 農畜水産物直売施設 2 階 農畜水産物飲食施設

○工事費

- ・910,708 千円

○運営

- ・指定管理者

- ・1 階 農畜水産物直売施設/あわじ島まるごと株式会社

- ・2 階 農畜水産物飲食施設/南淡路農業公園株式会社

南あわじ市は、平成 17 年 1 月に 4 つの町が合併し今年で合併 10 周年を迎えた。

産業では特に農業が盛んで、たまねぎの出荷量は 72,600t で全国 3 位、レタスも 31,560t で全国 3 位、その他キャベツや白菜等の生産も盛んで、びわや花卉等の生産も行われている。

また、畜産においては、酪農が兵庫県の 3 割を占め、繁殖和牛に至っては 6 割が淡路島で飼育されており、淡路牛として高品質な素牛生産のため計画的な交配や増体性に優れた子牛の生産に取り組んでいる。

この様に南あわじ市は農業政策に積極的であり、今回視察した「あわじ島まるごと食の拠点施設・美菜恋来屋(みなこいこいや)」は当市の農業・水産業 PR の拠点であり、隣接地には農業体験交流施設である「淡路ファームパーク・イングランドの丘」も整備され、都市と農村を繋ぐ農業の体験・交流・学習施設として活用されている。

さらに、市内には市民農園や農産物の直売所が数カ所あり、新鮮な野菜を提供している。

【考察・所感・提言等】

「食が育むふれあい共生の都市(まち)」を掲げる南あわじ市の農業への取り組みは地産地消そのものであり、担い手の高齢化にあっても活気を感じた。

質疑応答の中で話された「リスクを承知で一歩踏み出そう」との言葉が大変印象的で、全市体制で推進している姿勢が参考になりました。

【添付資料】

- ・視察時写真(1 部・8 枚)

- ・南あわじ市あわじ島まるごと食の拠点施設第 1 期整備の概要

- ・南あわじ市の農業

- ・「あわじ島まるごと食の拠点施設・美菜恋来屋(みなこいこいや)」パンフレット

- ・「あわじ島まるごと食の拠点施設・美菜恋来屋(みなこいこいや)」リーフレット

4.「(仮称)明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせるまちづくり条例」(素案)について

○制定経過

明石市では、平成 27 年 4 月より「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を施行した。

この条例は、障害のある人とない人の相互理解を実現し、コミュニケーション手段利用の場面における差別を解消し、もって障害のある人とないとの相互に分かりあうまちづくりを進める事を目的としている。

○基本理念

(1)障害を理由とする差別の解消による障害者の社会参加の機会の確保は、全ての市民が相互の多様性と違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(2)障害のある人とないとの実質的な権利の平等は、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて合理的配慮が提供されることにより、最大限尊重されなければならない。

(3)障害を理由とする差別の解消は、差別する側とされる側と分けて相手側を一方的に非難するのではなく、障害は障害者をとりまく社会的障壁を除去する取組によりすべて

の人に関係する問題であることが理解され、差別を生む背景にある誤解、偏見その他の理解の不足が解消されるよう、障害の有無にかかわらず共に学びあい協力していくことを基本として行われなければならない。

○市の責務

- (1)自ら積極的に障害者に対して合理的配慮の調査、研究、提供を行うこと。
- (2)市民や事業者に対し、合理的配慮や障害理解の促進をはかること。

○市民および事業者の役割

市民は、基本理念に対する理解を深め、合理的配慮の提供の支援をはじめとする障害を理由とする差別の解消に関する取組の普及及び啓発に関する市の政策に協力するよう努めるものとする。

○障害者差別解消支援地域協議会

(趣旨)

障害者差別の解消を効果的に推進するため、地域における様々な関係機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークの構成員として、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができることとされている。

(期待される役割)

地域協議会に期待される役割としては、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的な事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が考えられる。

(地域協議会における取組について)

構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議会を行うことが期待される。

【考察・所感・提言等】

コミュニケーション支援も含んだ条例は明石市が全国で初めてであり、また人権や福祉分野で「差別の解消」が法律名に入っているのも初めての取り組みで、条例案作成までのプロセスで関係者が十分な協議・議論を踏まえた結果この様な条例に繋がった事がよく理解出来ました。

2016年春の成立を目指していますが、3年間で必要な見直しをする事も前提とし、実運用面での課題解決を念頭に置いた条例となっています。特に紛争解決としての実効性確保や相談窓口等が参考となりました。

[添付資料]

- ・視察時写真(1部・8枚)
- ・障害者差別解消条例の制定に向けた明石市の取組み
- ・(仮称)明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせるまちづくり条例(素案)(資料1)
- ・障害者差別の解消に関する自治体条例の一覧(資料1)
- ・2015年10月段階条例構成要素比較表(資料2)
- ・手話言語・障害者コミュニケーション条例ができました(わかりやすい版)

※各添付資料は、大崎ニューネット会派視察報告書に綴込み。

他会派との  
合同実施

- ・大崎ニューネット

以上

## 会派視察報告書

大崎市議会 政務活動概要報告書  
平成28年 2月 1日 提出

### 1. 視察概要

会派名	公明党
視察者名	山田和明、横山悦子
日 時	平成 28 年 1 月 27 日(水)~28 日(木)
視 察 先	1.内閣府、農林水産省 2.厚生労働省 ・衆議院第二議員会館(東京都千代田区)第 1 会議室 3.東京都台東区
出席者	1.内閣官房 TPP 政府対策本部企画官 岡本繁樹氏 農林水産省大臣官房政策課専門官 宮嶋恭宏氏  2.厚生労働省老健局老人保健課医療・介護連携技術推進官 併任医政局歯科保健課歯科口腔保健推進室室長補佐 秋野憲一氏 厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室在宅看護専門官 後藤友美氏  3.東京都台東区議会議長 太田雅久氏 他議会事務局職員 3 名

### 2. 視察内容

視察項目	1.TPP 関連政策と対応・経過について(内閣府、農林水産省) 平成 28 年 1 月 27 日(水)13:30~14:45
	2.地域包括ケアシステムと地域医療体制について(厚生労働省) 平成 28 年 1 月 27 日(水)14:45~16:00
	3.東京都台東区表敬 平成 28 年 1 月 28 日(木)9:30~10:30

## 視察内容

### 1. TPP 関連政策と対応・経過～総合的な TPP 関連政策大綱について

#### ◎基本的な考え方

TPPは、21世紀のアジア・太平洋に自由で公正な「一つの経済圏」を構築する挑戦的な試みである。

世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携で、人口8億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企业、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築する。この地域の成長を取り込み、アベノミクス「成長戦略の切り札」となるものである。

TPPがもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。TPPが多国間の経済連携である特色を活かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が8億人の市場へ打って出ることを政府は全力で後押しをする。

一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から、概念・不安の声が寄せられていることも事実である。今後とも合意内容を丁寧に説明するとともに、TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる必要がある。

#### ◎TPP 関連政策の目標

従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけでなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけでなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPPを契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

#### ○TPP の活用促進

##### 〈TPP の普及・啓発〉

- ・目標 セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度 60%以上を目指す。

- ・JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催や TPP 情報のポータルサイトの設置、TPP を活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の事故証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

##### 〈中堅・中小企業等のための相談体制の整備〉

- ・目標 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度 60%以上を目指す。

- ・TPP の内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP 原产地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

#### ○分野別施策展開

TPP 大筋合意を受け、いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えており、生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても我が国豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域を引き渡していくことができる。

##### 〈攻めの農林水産業への転換(体质強化対策)〉

- ・目標 平成 32 年の農林水産物・食品の輸出額一兆円目標の前倒し達成を目指す。

##### ・国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

##### ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

・合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

〈経営安定・安定供給のための備え(重要 5 品目関連)〉

・米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則 5 年の保管期間を 3 年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

・牛肉・豚肉・乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るために、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。

牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8 割→9 割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国 1: 生産者 1 → 国 3: 生産者 1)。

肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。

生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※準備が整い次第、協定発効に先立って実施。)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

◎今後の対応

・農林水産分野の対策の財源については、TPP 協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや肉牛の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

・農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成 28 年秋を目途に政策の具体的な内容を詰める。

【考察・所感・提言等】

大崎市は農業も盛んであり、TPP 問題を不安視する農業者・農業団体も多い。今回の調査視察では、国の担当者より具体的な TPP 関連政策の内容を直接説明頂き、基本的な考え方や農業を力強い産業とするための方策を伺う事が出来た貴重な視察となった。

地方創生や地域農業発展の観点からも、今後の TPP 関連政策の展開や運用には、最大限地方の声を取り入れて頂きたいとの意見交換も行った。

また、農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう万全の施策を講ずるとの説明も頂いた事から、政府としての方針や施策の展開には十分注視ていきたいと考えます。

[添付資料]

・視察時写真(1 部・6 枚)

・総合的な TPP 関連政策大綱(平成 27 年 11 月 25 日・TPP 総合対策本部決定)

2. 地域包括ケアシステムにおける在宅医療と介護の連携について

○在宅医療の体制

- ・退院支援(入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施)
- ・日常の療養支援(多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供)
- ・看取り(住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施)
- ・急変時の対応(在宅療養者の病状の急変における緊急往診体制及び入院病床の確保)

### ○地域医療介護総合確保基金

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- ・このため、消費税增收分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。なお、基金の負担割合は、国が2/3で都道府県が1/3。

〈都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)〉

- ・基金に関する基本的事項

・都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

・都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

〈地域医療介護総合確保基金の対象事業〉

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

2. 居宅等における医療の提供に関する事業

3. 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)

4. 医療従事者の確保に関する事業

5. 介護従事者の確保に関する事業

### ○地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のための取組例

- ・在宅医療の提供体制の充実では、訪問診療・往診、訪問歯科医療、医療機関間の連携体制構築・情報共有等、訪問看護、薬局・訪問薬剤管理指導がある。
- ・在宅医療推進協議会の設置・運営では、在宅医療の推進について県内の在宅医療関係者等で協議を行う。
- ・個別の疾患・領域等に着目した質の向上では、医療関係者に対する専門的な研修や専門的に取り組む医療機関を支援する。
- ・在宅医療に関する普及啓発では、一般住民に対する在宅医療に関する理解を深めるための講演会の実施等がある。
- ・介護保険の地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)での取り組み(地域支援事業交付金)として、(ア)地域の医療・介護の資源の把握(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討(ウ)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援(カ)医療・介護関係者の研修(キ)地域住民への普及啓発(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携がある。
- ・在宅医療・介護連携のための事業で、上記以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能(在宅医療・介護連携のための相談員・コーディネーターの育成、ICTによる医療介護情報共有等)であり、市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。

### ○地域包括ケアシステムの構築について

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- ・今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- ・人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- ・地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定

〈75歳以上の高齢者数の急速な増加〉

・2060年には、75歳以上人口の割合が26.9%となる見込みである。

- ・課題として、2030年までに約40万人死亡者数が増加すると見込まれるが、看取り先の確保が困難な状況にある。
- ・20世紀半ばには、自宅で死亡する者が8割超であったが、現在では8割近くの者が病院で死亡している。
- ・終末期医療に関する調査の結果、60%以上の国民が「自宅で療養したい」と希望し、自宅で最後まで療養するには、家族の負担や急変したときの対応などに不安を感じている。

#### ○在宅医療・介護連携の推進

- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
- ・このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。  
(市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実)
- ・全体予算は国費ベースで118億円。
- ・地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を地域支援事業の枠組みを活用し、市町村が推進。
- ・あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- ・これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

- ※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能。
- ・平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。
  - ・在宅医療・介護連携(13億円)では、地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

#### ○在宅医療・介護の推進に当たっての課題

- ・65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。
- ・世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。
- ・在宅医療・介護を推進するには、地域における医療・介護の関係機関の連携が重要であるが、現状では、訪問診療を提供している医療機関の数も十分とは言えず、また、連携も十分には取れていない。

#### ○在宅医療・介護連携推進事業の背景

- ・医療と介護については、それぞれを支える保険制度が異なることや、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題がある。
- ・在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援については、これまで、厚生労働省在宅医療連携拠点事業委託費を活用した在宅医療連携拠点事業(平成23・24年度)、地域医療再生臨時特例交付金を活用した在宅医療連携推進事業(平成25年度～)において実施してきたところであるが、これらの成果を踏まえ、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置づけ、全国的に取り組むこととなった。
- ・具体的には、市区町村が地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力して、(ア)地域の医療・介護の資源の把握(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討(ウ)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援(カ)医療・介護関係者の研修(キ)地域住民への普及啓発(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携の取組を実施することとする。

**【考察・所感・提言等】**

地域包括ケアシステムはじめ、在宅医療と介護の連携・課題・施策について説明頂き、具体的な市町村での取組例・想定例も示しながらの内容で、大変有意義な調査視察となつた。

特に、在宅医療体制では、「地域支援事業交付金」以外に「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業も実施する事が出来、積極的な在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進を図れる事が分かった。

また、地域包括ケアシステムは、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく事が必要であり、居宅を中心とした医療・介護・生活支援・介護予防等が全て機能的に連携する事が重要だと認識も深まつた。

現行の介護保険制度が見直され、地域支援事業(包括的支援事業)でも地域ケア会議の充実・在宅医療及び介護連携の推進・認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が拡充される事となつた。

大崎市でも、これらの内容を分析し総合的に取り組む事で、地域で高齢者を支える社会を着実に実現できるよう、視察内容を施策反映に活かしたいと考えます。

**[添付資料]**

- ・視察時写真(1部・8枚)
- ・在宅医療の体制
- ・地域包括ケアシステムにおける在宅医療と介護の連携について

**3.東京都台東区への表敬訪問について**

・旧古川市と昭和59年1月14日に姉妹都市締結。東北新幹線開業を機に、上野浅草キャラバン隊の来市や古川市民号の台東区訪問等で交流が深まり提携に至った。

・大崎市の姉妹都市である東京都台東区を表敬し、台東区議会議長太田雅久氏と本市への「平成27年9月関東・東北豪雨災害」時の義援金への謝辞と、姉妹都市相互の理解と協力を深めるための意見交換を実施した。

**【考察・所感・提言等】**

東京都台東区との交流は市・議会でも盛んであり、学校給食への食材提供や産業関連でのイベント参加等、日頃から行政・民間を問わず人的・物的にも交流を重ねている。

今後も会派(議会)として機会を捉え、表敬訪問や相互交流を実施しながら友好の絆を深めたいと考えています。

**[添付資料]**

- ・視察時写真(1部・4枚)

※各添付資料は、大崎ニューネット会派視察報告書に綴込み。

他会派との  
合同実施

- ・大崎ニューネット

以上

## 会派視察報告書

大崎市議会 政務活動概要報告書  
平成28年2月10日 提出

### 1. 視察概要

会派名	公明党
視察者名	山田和明、横山悦子
日 時	平成 28 年 2 月 9 日(火)16:00~17:40
視 察 先	復興庁宮城復興局
出席者	復興庁宮城復興局局長 武政功氏 復興庁宮城復興局次長 丸田雅博氏

### 2. 視察内容

視察項目	宮城の復旧・復興の現状と課題について
視察内容	<p>宮城の復旧・復興の現状と課題～復興・創生期間に向けた新たな課題への対応～について</p> <p>1.東日本大震災の概要</p> <p>2.復興の計画及び財政支援の状況</p> <p>(1)復興推進計画・復興整備計画・復興交付金事業計画</p> <p>3.復興事業等の進捗状況</p> <p>(1)住宅再建・復興まちづくりの状況(47万人の避難生活から、18万人まで減少)</p> <p>(2)インフラ、農地、鉱工業、水産業、復興状況</p> <p>(3)雇用の状況(県内全体では、労働力の需給の状況は安定。特に沿岸部の有効求人倍率は、平成24年度秋以来1倍超に改善)</p> <p>(4)指定廃棄物の長期管理施設の状況</p> <p>4.宮城復興局の取り組み</p> <p>(1)住宅再建ワンストップ説明会。</p> <p>(2)自治体等のマンパワー不足への対応</p> <p>(3)被災者の健康・心のケア</p> <p>(4)地域復興マッチング「結いの場」</p> <p>(5)復興支援インターーン</p> <p>5.「新しい東北」の創造</p> <p>(1)「地方創生」と連携した「新しい東北」の取り組み</p> <p>6.総括(宮城における復興の課題)</p> <p>○総論・復興・創生機関に向けた新たな課題への対応</p> <p>・集中復興機関(平成23~27年度)における復興事業の加速</p> <p>○産業・生業</p> <p>・沿岸部における生業・雇用の再生(6次産業化)</p> <p>○住宅再建・被災者支援</p> <p>・仮設住宅における被災者支援(健康・心のケア)</p> <p>・仮設から恒久住宅への円滑な移転及び、仮設住宅の集約化</p> <p>・移転後の地域コミュニティ形成</p> <p>7.復興・創生期間に向けた新たな課題への対応</p> <p>○基本的な考え方</p> <p>・ハードの復興は着実に進展しており、ハードだけでなく、ソフトも含めてきめ細やかに対応。</p> <p>・福島原子力事故災害地域等の再生と、回復の遅れている分野への重点的な支援。</p> <p>・自立も視野に入れた対応。</p> <p>○主な課題への対応</p> <p>(1)被災者支援総合交付金の創設</p>

	<p>(2)防集移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ  (3)観光復興等に向けた本格的な取り組み</p> <p>東北観光アドバイザーミーティングを設置し、インバウンドを中心とした東北観光の課題と対応策の提言を受け、東北復興元年として観光復興を強力に推進。関係予算を大幅に増額。(平成27年度5億円を28年度は50億円)</p> <p>(4)原災地域を中心とした産業・生業(なりわい)の再生  (5)震災記憶の風化、風評への取り組みの強化</p> <p><b>【考察・所感・提言等】</b></p> <p>宮城復興局では、震災復興事業等の進捗状況や取り組みについて詳しく説明を伺った。</p> <p>平成28年3月に5年間の集中復興期間が終了し、新たに5年間の復興・創生機会を迎えるにあたり、主な課題に対応する一つの柱として、観光復興等に向けた本格的な取り組みを実施し、東北復興元年として観光振興を強力に推進していくとの事ありました。</p> <p>予算も昨年度対比10倍の50億円とし、インバウンドや東北観光復興プロモーションを推進していくとの事から、本市としても「みやぎ大崎観光公社」を軸とした連携を是非図るべきと考えます。</p> <p>本市でも平成27年12月には「大崎市観光振興ビジョン」が策定されたが、観光産業は総合産業なので、今後の重点施策としての取り組みに大いに期待するものです。</p> <p>復旧・復興状況の着実な進捗はもとより、将来に繋がる施策や取り組みを推進されている事を深く理解する事が出来、大変参考となる実り多い調査視察でした。</p> <p><b>[添付資料]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視察時写真(1部・4枚)</li> <li>・宮城の復旧・復興の現状と課題</li> <li>・復興・創生期間に向けた新たな課題への対応</li> </ul> <p>※各添付資料は、大崎ニューネット会派視察報告書に綴込み。</p>
他会派との 合同実施	・大崎ニューネット

以上

様式第8号（第4条関係）

（研修会等事業用）

平成28年3月31日

大崎市議会議長 佐藤 清隆 様

会派名 公明党

代表者名 代表 山田 和明

研修会等事業報告書

1 実施日時 平成28年3月20日から平成28年3月25日まで

2 目的 会派の活動を市民に周知する

3 事業内容 議会報告広報誌の作成、配布  
チラシA4 3,000部

4 添付書類 別紙のとおり

